

# 福岡県 MaaS 事業に係る調査研究業務委託企画提案公募実施要領

福岡県では、標記の委託事業を実施するに当たり、受託者を選定するため、企画提案の募集を下記のとおり実施します。

## 記

### 1 目的

本県では、令和5年度から、MaaS アプリを活用したデジタル乗車券の造成等の「MaaS 実装事業」、モビリティデータ等を活用した交通動態分析等の「データ利活用事業」の2つの事業を柱として MaaS の推進に取り組んでいる。併せて、MaaS を実現するための基礎的なデータ整備として、「交通情報のオープンデータ化」に取り組んでいる（※）。

今後は、県が主体となって実施してきたこれらの取組に加えて、市町村の主體的な事業を促進することにより、MaaS の更なる推進を図っていくこととしている。

本業務は、令和5年度からの県 MaaS 事業の成果や課題を把握・分析するとともに、次年度以降の取組方策や県による市町村支援策を検討することを目的として実施するものである。なお、「データ利活用事業」においては、交通事業者からのデータ取得や関係者間での共有、分析結果の活用について課題を洗い出し、行政と交通事業者、交通事業者間でデータや分析結果を共有する際の考え方を整理することにより、事業を円滑に実施するための環境整備に取り組む必要があることから、別途調査、検討を行うものである。

※これまでの県の MaaS 推進の取組については、別紙1「令和5年度 取組報告」及び別紙2「令和6年度 取組報告」を参照。

### 2 委託概要

- (1) 業務名称  
福岡県 MaaS 事業に係る調査研究業務
- (2) 業務内容  
別紙仕様書のとおり
- (3) 予算上限額  
8,005,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 履行期間  
契約締結日～令和8年3月31日

### 3 企画提案公募参加資格

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和54年9月22日54管第528号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者

- (6) 福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 監督官庁より、業務停止処分又は業の免許若しくは登録の取消処分を受けていないこと。
- (9) 過去3年以内に地方公共団体から地域公共交通計画の作成に係る事業の受託を受け、誠実に履行した実績があること。

#### 4 事業担当部局【企画提案書類提出先（問い合わせ先）】

住 所：〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 9階北棟

福岡県企画・地域振興部交通政策課

電 話：092-643-3794 FAX：092-643-3227

メール：mastuda-a6527@pref.fukuoka.lg.jp 担当者：松田

#### 5 スケジュール

- (1) 募集開始（県HP） 7月 3日（木）
- (2) 質問受付期限 10日（木）17時まで
- (3) 質問回答 16日（水）（予定）
- (4) 参加申込書提出期限 18日（金）17時まで
- (5) 企画提案書提出期限 25日（金）17時まで
- (6) 書面審査 7月下旬～8月上旬（予定）
- (7) 審査結果通知 8月上旬（予定）
- (8) 委託契約締結 8月中旬（予定）

#### 6 公募に関する質問受付

##### (1) 質問方法

本企画提案公募実施要領、業務委託仕様書等の内容に質問がある場合、質問書（様式1号）により下記のとおり提出すること。

提出期限：令和7年7月10日（木）17時まで（必着）

提出方法：電子メールにより指定の様式を送付

提出先：前記4の事業担当者メールアドレス

##### (2) 回答方法

期限内に提出された質問については、質問者を匿名化し、令和7年7月16日（水）を目途に県のホームページに回答内容を掲載する。なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問等には回答できない。

※なお、企画提案公募説明会については開催しない。

#### 7 企画提案公募参加申込書の提出等

##### (1) 提出書類

参加申込書（様式2号） 1部

##### (2) 提出期限

令和7年7月18日（金）17時まで（必着）

(3) 提出方法

前記4の事業担当部局宛てにFAX又は電子メールにより提出するとともに、受信確認のための電話連絡(092-643-3794)を行うこと。

8 企画提案書の作成方法、提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

- ・別添「業務委託仕様書」に基づき、企画提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かるものとするとともに、過去の類似した業務の実績など、アピールできることがあれば記載すること。
- ・A4版、片面印刷で作成すること。
- ・表紙には、「福岡県MaaS事業に係る調査研究業務企画提案書」、提出年月日、事業者名を記載すること。

② 見積書

項目ごとに積算内容が分かるように記載すること。

③ 添付書類

会社の概要、組織体制、経営状況等が分かる書類(会社概要、パンフレット、直近の決算書等)

(2) 提出部数

10部

(3) 提出方法

前記4の事業担当部局宛てに持参又は郵送により提出すること  
(FAX及び電子メール不可)。

(4) 提出期限

令和7年7月25日(金) 17時まで(必着)

9 審査・選定方法

(1) 審査会日程

令和7年7月下旬～8月上旬

(2) 審査方法

県が別に定める委員で構成された審査会において、前記3の参加資格を満たした事業者から提出された企画提案書類の内容について審査を行い、最も評価の高い提案を行った1企画提案者を契約候補者として選定する。(企画提案者によるプレゼンテーションは実施しないが、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、県から質問することがある。)

(3) 審査基準

契約事業者の選定に係る審査基準は「評価項目表」のとおりとする。

(4) 選定方法

- ① 企画提案書に対する選定委員の評価点の合計が満点の半分に満たない場合は、「選定事業者なし」とする。
- ② 企画提案者が1者の場合であっても、審査会において審査を行い、契約候補者として選定するか否かを決定する。また、企画提案者がいない場合は、事業内容を見直し、再度公募を行う。
- ③ 評価点の合計が最も高い企画提案が複数ある場合は、審査会の協議により契約候補者を決定する。

(5) 選定結果の通知

令和7年8月上旬（予定）

選定結果は、全ての企画提案者に対して文書で通知する。ホームページには委託契約候補者名のみ公表することとし、経緯、順位、得点等は公表しない。なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 10 企画提案参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 実施要領等に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、発注者が提示した事項に違反した場合

(2) 著作権等

提出書類の内容に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、全て提出者が責任を負う。

(3) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出は不可とする。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない。（軽微な場合等で発注者が認めた場合は除く。）

(5) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等提案参加に要する経費等は、全て企画提案者の負担とする。

(7) その他

- ①参加申込書を提出したにもかかわらず、企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとする。
- ②企画提案者は、企画提案書の提出をもって本実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ③提出書類を提出後、契約締結までの間に企画提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。この場合において、該当する者が契約候補者となっている場合は、次順位の者と手続を行う。
- ④提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに前記4の部局に連絡するとともに、書面（様式不問）により届け出ることとする。

## 11 契約について

(1) 県は、審査会で選定された契約候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。

(2) 契約にあたっては、提案内容を基に契約候補者と県で打合せの上、最終仕様を決定するが、契約協議の過程で、県が内容の修正を求めることがある。契約候補者決定後、契約候補者は改めて見積書を提出し、予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

(3) 契約にあたっては、「委託契約金額（消費税込み）」の100分の10以上の金額を契約保

証金として県に納付しなければならない。この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは契約期間終了時に全額返還する。過去2年以内に同種及び同規模の契約実績が複数回ある場合等、福岡県財務規則第170条に準じて契約保証金が免除される場合がある。

- (4) 委託料は事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として証拠書類（領収書、振込が確認できる書類等）で確認できるものを対象とする。ただし、受託者による会合費や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。